

三友プラントサービス株式会社 横浜 BAY 工場プロジェクト 配慮市長意見（案）

○全般的事項

- ・本事業は臨海地区に廃棄物の焼却施設を新設するものであることから、大気汚染物質等の発生抑制や火災・爆発・浸水への対策についてはより積極的な姿勢で取り組んでください。特に、計画地周辺は以前に周辺住民から大気汚染の懸念が出た地域であり環境配慮を求める意識が高いことから、大気汚染対策については周辺環境への影響に十分配慮した計画としてください。
- ・配慮事項に対する配慮の内容や検討するとしている事項については、適切に事業計画に反映させてください。
- ・今後の事業の進展においては、本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう努めてください。

配慮指針に掲げられている 配慮事項	選定	事業者が配慮書に記載した 配慮の内容（概要）	配慮市長意見（案）
<p><b>(1) 【周辺環境への影響、生物の生息生育環境の保全や温暖化対策への配慮】</b></p> <p>計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。</p> <p>「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。</p> <p>また、脱炭素化の実現に向けて、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出抑制を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。</p>	○	<p><b>【計画地の設定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地の用途地域は「工業地域」に指定されており、周辺に立地しているのは、ほとんどがリサイクル事業者等の工場である。</li> </ul> <p><b>【景観機能等の考慮】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業計画では貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変はない。</li> <li>・敷地境界付近の四方に郷土種の植栽を中心とした緑地を設け、ヒートアイランド現象の緩和、良好な景観形成に努める。</li> </ul> <p><b>【温室効果ガスの抑制】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却施設での廃熱利用による発電設備の併設、設備機器は省エネルギー型機器（高効率モータ、LED 照明機器）の採用に努め、温室効果ガスの排出を抑制する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地の道路を挟んだ東側の護岸には、上部に遊歩道が整備される予定であることから、上部を利用する人への環境影響についても配慮してください。</li> </ul>
<p><b>(2) 【環境資源等の現況把握】</b></p> <p>計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。</p>	○	<p><b>【現況把握】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画段階配慮書の作成を通じて、計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行った。</li> </ul>	なし
<p><b>(3) 【計画段階からの安全な工法等の検討、市民への情報提供】</b></p> <p>工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。</p>	○	<p><b>【工法・工程】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事計画の策定に当たっては、より安全な工法や工程等を検討する。</li> <li>・解体の際は、建屋の養生、囲い及び散水を行い、騒音の防止、粉じんの飛散防止、周辺道路の汚れ防止に努め、解体物の搬出時における飛散防止にも配慮する。</li> <li>・アスベスト建材の有無を確認し、必要に応じた対処をする。</li> <li>・建設機械は、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型機械を使用する。使用に当たっては点検・整備を十分に行った上で、丁寧な運転を行うことにより、大気汚染防止や騒音振動の低減に配慮する。</li> <li>・計画地は、「土壌汚染対策法」に基づく指定はされていないが、過去に特定有害物質（ほう素及びその化合物）の使用等が確認されている。本事業計画による土地の形質変更前には、「土壌汚染対策法」、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づく届出を行い、土壌汚染調査を実施する計画とする。調査の結果、土壌汚染等が確認された場合には、法令を遵守し、汚染が拡散しないように適切な処置を講じる。</li> </ul> <p><b>【市民への情報提供】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前説明や工事看板の設置等により市民や近隣企業への情報提供に努める。</li> </ul>	なし

配慮指針に掲げられている 配慮事項	選定	事業者が配慮書で記載した 配慮の内容（概要）	配慮市長意見（案）
<b>(4)【環境形成に関する法令等の遵守】</b> 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。	○	<b>【法令等の遵守】</b> ・関連する環境法令や条例、指針等に従い、環境負荷の低減を図る。 <b>【大気環境】</b> ・焼却施設には排ガス処理設備を設置し、中和施設には中和反応に伴い発生するガスを取り除くための湿式スクラバーを設置することに加えて、日常の運転管理や設備点検を確実に実施することにより、大気環境への影響低減について配慮する。 <b>【緑化】</b> ・「緑の環境をつくり育てる条例第9条の施行に関する基準」により、計画地のある金沢地先埋立地再開発用地に13%以上の緑化が定められているが、本事業計画では、現存する約945m <sup>2</sup> の緑地について配置の変更や植樹を行い、この用地に該当しない工場等に規定されている15%以上の緑化率である約1,106m <sup>2</sup> （15.2%）を確保する。	なし
<b>(5)【グリーンインフラの保全と活用、健全な水循環の創出】</b> 生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用を図る。	○	<b>【グリーンインフラの保全と活用】</b> ・グリーンインフラの機能を促進するため、可能な限り既存の緑地を保全するとともに、さらに拡張を検討した結果、15.2%の緑地を確保する。 ・定期的なメンテナンスを実施することにより、緑地の良好な維持管理に努める。 ・敷地境界付近の四方に緑地を設け、ヒートアイランド現象の緩和、良好な景観形成に努める。	なし
<b>(6)【緑化等による生物の生息生育環境の確保、生物多様性の保全と創造】</b> 建物屋上や壁面、調整池などの工作物や、緩衝帯などの敷地の緑化を図り、生物の生息生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。	○	<b>【緑化】</b> ・可能な限り既存の緑地を保全し、引き続き植栽の育成と表土の保全に努める。 ・新たな植栽は、京浜の森づくり事業の「協働緑化の取組」に示される「横浜京浜臨海部の自然植生」を参考に、計画地が東京湾に面しているという立地条件を踏まえて、耐風性や耐潮性の郷土種を中心に選定し、多様な植物の植栽や生物多様性の保全と創造に努める。	なし
<b>(7)【エネルギー使用の合理化、再生可能エネルギー等の活用】</b> 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用を努める。	○	<b>【エネルギー使用の合理化】</b> ・設備機器は、省エネルギー型機器（高効率モーターの採用、LED照明等）の採用に努める。 <b>【エネルギーの活用】</b> ・焼却施設の廃熱を利用したタービン発電機により発電した電力は、自家消費することにより未利用エネルギーの積極的な活用を努める。	なし
<b>(8)【低炭素電気を選択、グリーン購入】</b> 使用する電気は低炭素電気を選択するよう努めるとともに、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。	○	<b>【低炭素電気を選択】</b> ・使用する電気は、廃棄物焼却時の廃熱を利用した自家発電を基本とする。自家発電だけでは賄いきれない電力に関しては、可能な限り低炭素電力の調達に努め、温室効果ガスの排出抑制に配慮する。 <b>【グリーン購入】</b> ・建設資材や事業に伴い購入する消耗品等の確保に際しては、グリーン購入に努める。	なし
<b>(9)【運輸部門における二酸化炭素の排出抑制】</b> 次世代自動車の積極的な導入、充電器等のインフラ整備、公共交通等の利用促進などにより、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努める。	○	<b>【次世代自動車の導入等】</b> ・社有車や計画地で使用するフォークリフトはEV車などの次世代自動車の積極的な導入に努める。 <b>【公共交通等の利用促進】</b> ・従業員の通勤には公共交通機関の利用を促し、二酸化炭素の排出抑制に努める。	なし

配慮指針に掲げられている 配慮事項	選定	事業者が配慮書で記載した 配慮の内容（概要）	配慮市長意見（案）
<b>(10)【ライフサイクルを通じた温室効果ガスの抑制】</b> 建設、運用、更新、解体処分など、ライフサイクルを通して、また工作物の長寿命化により、排出される温室効果ガスの抑制に努める。	○	<b>【温室効果ガスの抑制】</b> ・計画建屋の一部は、既存建屋を流用することにより、工作物の長寿命化を図る。その結果、資材の使用量低減による廃棄物の削減や、建設機械の稼働低減による燃料使用量の削減を実現し、温室効果ガスの抑制に寄与する。 ・解体時に発生する廃材等は、分別の徹底により極力、再資源化することで廃棄物の発生を抑制し、温室効果ガスの抑制に努める。 ・新設の設備は設計時から機械構造や使用材質を考慮することで、温室効果ガスの抑制に努める。	なし
<b>(11)【ヒートアイランド現象の抑制】</b> 微気候に配慮し、人工排熱の抑制や緑化、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。	○	<b>【排熱抑制】</b> ・焼却施設は、要所に断熱施工をすることで放熱を低減させる設計とし、人工排熱を抑制する。 <b>【緑化等】</b> ・計画地の緑地面積の確保に加えて、緑地を定期的にメンテナンスすることにより、良好な維持管理を実施し、ヒートアイランド現象の抑制に努める。	なし
<b>(12)【周辺建物との連続性、後背地との調和】</b> 街の個性や街並みの特徴を把握し、建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等について、周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。	○	<b>【周辺環境との調和】</b> ・周辺事業所の特徴等を把握し、植栽や建物外観の色彩・材質、形態・高さ等について、周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。 ・煙突及び受入・事務所棟の形状・色彩等については周囲の環境との調和を検討するなど、景観等の環境への配慮を行う。 ・煙突からの白煙（水蒸気）については、排ガスの再加熱により白煙抑制を図り、周辺景観へ配慮する。	なし
<b>(13)【火災、爆発等の発生防止】</b> 火災、爆発等の発生を防止するとともに、周辺への影響に留意した土地利用や施設の整備に努める。	○	<b>【火災】</b> ・「消防法」を遵守し、焼却施設には感震計を設置することで、緊急対応が必要な地震を検知した場合には、稼働機器を安全に自動停止する機能を設ける。 ・安全パトロールによる予防措置を行い、火災に対する安全対策を実施する。 ・受入廃棄物は、事前に排出事業者より性状、数量、荷姿等の情報を入手し、場合によってはサンプル分析を実施した上で処理方法を決定する。実際の受入れ時には現物の確認を行い、火災・爆発等の発生を防止する。 ・受入ピットには、消火設備を設置し、火災防止対策を講じる。 <b>【浸水】</b> ・計画地においては、護岸の嵩上げにより浸水の可能性は低減されているが、さらなる浸水対策として、受電設備や蒸気タービン、発電機、廃熱ボイラ、非常用発電機などの重要機器は、過去に記録された浸水深を考慮し、高さ 0.8m 以上に設置する計画とする。 ・受入・事務所棟の出入口やシャッターには止水板等を設置可能な構造とし、廃棄物の流出を防止する。	・計画地の東側には護岸があることから、側方流動も考慮した上で液状化の可能性の検証を行い、それを踏まえた対策を検討してください。 ・地震や浸水時等における廃棄物の漏えい防止については、フェイルセーフの観点も踏まえ、ドラム缶等をはじめとする液体廃棄物を保管する容器、設備、場所に応じた構造及び維持管理方法を検討するとともに、地下の受入ピットに固形物のみを保管するための受入・監視方策を検討するなど、徹底した対策に努めてください。

配慮指針に掲げられている 配慮事項	選定	事業者が配慮書で記載した 配慮の内容（概要）	配慮市長意見（案）
<p>(14) 【低公害な設備の導入や高効率の公害防止施設の設置】</p> <p>最新の技術を用いた低公害な設備の導入や、高効率の公害防止施設を設置することにより、廃棄物処理工程等で発生する大気汚染物質、水質汚濁物質、悪臭、有害化学物質、土壌汚染物質等を抑制する。</p>	<p>○</p>	<p><b>【大気汚染物質に関する事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「大気汚染防止法」、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等に定める規制を遵守し、大気汚染物質の排出量を極力低減する。</li> <li>・焼却施設においては、減温塔、バグフィルター、洗煙塔及び触媒脱硝塔を設置し、排出ガスの適切な処理を行うことで、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素、ばいじん、水銀、ダイオキシン類等の排出量を極力低減する。一部項目については排ガス計による常時監視を行い、安定した運転に努める。</li> <li>・中和施設においては、中和反応に伴い発生するガスを、湿式スクラバーで処理することにより、大気汚染物質の排出量を極力低減する。</li> <li>・破碎機は屋外設置であるが、密閉構造のため粉塵等の飛散はない。</li> </ul> <p><b>【排水に関する事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「水質汚濁防止法」、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等に定める規制を遵守する。</li> <li>・集水エリア内に降った雨水、洗車排水は焼却炉内に噴霧し、蒸発させる。</li> <li>・集水エリア外に降った雨水は、減温塔に噴霧又は公共下水道（雨水管）に放流する。</li> <li>・焼却処理工程の洗煙水処理施設、中和施設での処理を経て、脱水施設で処理された排水及び受入・事務所棟からの生活排水は、公共下水道（污水管）に放流する。</li> <li>・廃油や廃酸、廃アルカリの保管タンクや薬品タンクは、周囲に防油堤や防液堤を設け、漏洩を防止する。</li> </ul> <p><b>【地下浸透防止対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物保管場所の床面は、コンクリート構造とする。</li> <li>・地下浸透禁止物質の保管場所には、床面に樹脂コーティング、ステンレス製板などを設置し、地下浸透を防止する。</li> <li>・処理後の燃え殻（主灰）、ばいじん（飛灰）や汚泥（脱水ケーキ）の保管については、鉄箱に貯留し、建屋内で保管する。</li> </ul> <p><b>【騒音・振動】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等に定める規制を遵守し、さらなる低減に努める。</li> <li>・焼却施設に関して、蒸気タービン、蒸気復水器ファン、送風機、ポンプ類には防音防振対策を講じる。</li> <li>・誘引ファン、コンプレッサーや蒸気タービンは建屋内に設置し、周辺環境に配慮する。</li> <li>・破碎機は屋外設置であるが、密閉構造のため騒音は低減される。</li> <li>・洗煙水処理施設、中和施設及び脱水施設は、設備を建屋内に設置することにより、周辺環境への騒音影響を低減する。</li> </ul> <p><b>【悪臭対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却施設においては、受入・事務所棟や有機溶剤等を扱う前処理棟の空気を燃焼空気として利用し、建屋内を負圧で管理することにより、外部への悪臭の流出を防止する。</li> <li>・破碎機は屋外設置であるが、密閉構造のため、悪臭は漏洩しない。</li> <li>・中和施設は、設備を建屋内に設置し、中和反応に伴い発生するガスを、湿式スクラバーで処理することにより、悪臭の発生を抑制する。</li> </ul>	<p>なし</p>

配慮指針に掲げられている 配慮事項	選定	事業者が配慮書に記載した 配慮の内容（概要）	配慮市長意見（案）
<b>(15) 【ばい煙排出量を極力現状以下】</b> ばい煙発生施設を更新あるいは増設する場合には、窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじんの排出量（年間排出量）を極力現状以下にする。	×	<b>【ばい煙】</b> ・施設の更新ではなく新設のため選定しないが、新設する施設からのばい煙の排出量を抑制する計画である。	なし
<b>(16) 【排水汚濁物質排出量を極力現状以下】</b> 排水を排出する施設の更新あるいは増設する場合には、COD、BOD、SSの排出負荷量（年間排出量）を極力現状以下にする。	×	<b>【排水】</b> ・施設の更新ではなく新設のため選定しない。	なし
<b>(17) 【最終処分場のレクリエーション施設等の設置】</b> 最終処分場については、レクリエーション施設等を設置し、市民開放を行うよう努める。	×	<b>【土地利用】</b> ・最終処分場を設置する事業ではないため選定しない。	なし
<b>(18) 【廃棄物の発生抑制等】</b> 廃棄物等の発生抑制、再利用及び再生利用を図る。	○	<b>【廃棄物の発生抑制等】</b> ・本事業計画の解体・建設に伴い発生する建設廃材等は、分別を徹底することにより再資源化を図り、廃棄物の発生を抑制する。 ・本事業計画の実施に伴い受入れる廃棄物は、事前に分析等を実施して性状を確認し、リサイクルするものと焼却処理するものを仕分け、前者は自社他工場にてリサイクル、後者は本工場にて焼却処理を実施することで、再生利用を図ると共に、焼却工程で発生する燃え殻（主灰）、ばいじん（飛灰）の発生を抑制する。 ・焼却、脱水処理工程で発生する燃え殻（主灰）、ばいじん（飛灰）や汚泥（脱水ケーキ）は建屋内保管とし、雨風による飛散を防止する。これらは計画地から排出する廃棄物として埋立処分を行うが、可能なものはリサイクルを行うことで埋立処分量を抑制する。	なし
<b>環境情報提供書の概要【総数〇件】</b>	なし		